

坂田公認会計士事務所通信 1月号

お客様各位

平成24年1月1日

新年明けましておめでとうございます。

皆様方のご多幸をお祈りし、本年もよろしくお願ひ申し上げます。

さて、今月の事務所通信は下記の4項目についてまとめました。

1. 平成24年度税制改正の方向性
2. 労務管理～能力不足社員への対応
3. 助成金～雇用維持の助成金
4. 今月のコラム～税と社会保障の一体改革

1. 平成24年度税制改正の方向性

平成24年度税制改正案が昨年末に示されました。

法人関係では、先の平成23年度改正で法人税率の引き下げが既に決定しており、今回は従来の優遇措置の継続が出され、中小企業向けの投資促進税制や研究開発減税の2年延長や10年以上保有する事業用資産の買い替えによる売却益課税の繰り延べ措置の3年延長くらいです。

個人関係では、年収1,500万円超のサラリーマンにとっては増税となる給与所得控除の縮小がある一方、住宅購入資金の贈与税非課税枠が平成24年以降は拡充延長され、省エネ・耐震性能の住宅取得では最高1,500万円の非課税枠が示されています。但し、この非課税枠は3年間で段階的に縮小予定です。

消費税率の引き上げや相続税課税強化は「社会保障と税の一体改革」として、今後議論されることとなります。4. 今月のコラム～社会保障と税の一体改革をご覧ください。

2. 労務管理～能力不足社員への対応

皆様の会社に勤務態度や労働能力、協調性などに明らかに問題がある問題社員はいないでしょうか。勤務態度や協調性は一緒に仕事をしていれば一目瞭然ですが、能力不足はその社員が稼ぎ出す利益と会社が支払う給料と比較して、明らかに給料の方が多いいことを示さなければなりません。

この問題社員を戦力化するため意識を変えさせ、仮に改善が見込めなければ退職してもらう方法を説明します。

現状の日本の雇用システムは全くの素人である新規学卒者を職種限定せずに採用し、一から教育して定年まで雇用するという長期雇用が前提となっていますので、単に現状の仕事に対する能力が不足しているからと言って解雇することが難しく、配置転換等の努力を会社に課しているのです。

ならば、採用の際に予め職種を限定してしまえばいいのです。中途採用であれば、入社時に職種を限定して社員にやって欲しい職務を具体的に記載した職務記述書を本人に交付して、会社が何を期待しているかを明確にします。その達成状況を見て本採用するかを決定するよう、試用期間中に決着をつけるべきです。

これは入社時に限らず、今からでも実施することはもちろん可能です。会社の人事制度を変更して給与体系を見直す際に、各社員の現状の職務を分析し、会社が期待する職務を職務記述書にまとめて、実行できていない社員に対して定期的にそのギャップを説明し、今後の改善を期待すると共に、達成不能であれば退職となることを説明すれば労働基準法はクリアできます。

坂田公認会計士事務所通信 1月号

なお、ご注意くださいのは、アメリカ社会のように職務記述書に記載されている事項しかやらなくなっても困りますので、面倒でも職務記述書は極力広範囲に記載することが必要です。

3. 助成金～雇用維持の助成金

パートタイム労働者や有期契約労働者の雇用改善を図るため、正社員への転換制度や正社員と共通の処遇制度などを設け、実際に制度を適用した事業主に対して支給する奨励金として、均衡待遇・正社員化推進奨励金がありますが、この助成金の存続が危ぶまれております。

現在、政府が検討している「社会保障と税の一体改革」の議題で、パートタイマーの社会保険への加入拡大が検討されています。従来、パートタイマーは正社員の労働時間の4分の3以上(約30時間以上)となると社会保険への加入が義務付けられていますが、議題では雇用保険の加入義務と同様に週労働時間が20時間以上を加入対象とすることが検討されています。

そうすると、パートタイマーの多くが強制的に社会保険に加入させられることとなり、事業主に正社員への転換促進を図るというこの助成金の存在意義が無くなりかねません。

今後も「社会保障と税の一体改革」の進展状況には注意が必要です。

4. 今月のコラム～社会保障と税の一体改革

少子高齢化対策として、社会保障と税の一体改革が本格的に議論されています。

この中の目玉として、消費税率の引き上げと同時に実施する年金制度改革があります。現在、年金の受給資格期間が25年であるところを欧米並みに10年と大幅に短縮することや、年金支給額を低所得者には増額する一方、高所得者は減額するという抜本的な改革を予定しています。

税の改革では、消費税率の引き上げ時期は昨年末に平成14年4月から8%、平成15年10月からは10%とする方針が示されており、また、昨年の税制改正案で結局先送りされた相続税課税強化もこの中で議論されています。

今後の審議に注意し、早期の対策が必要です。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

坂田公認会計士事務所 株式会社ビジネストラスト

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.taxac.jp/sakata/>